

成果目標①

施設入所者の地域生活への移行

成果目標①－１ 施設入所者の地域生活移行者数に関する目標について

現状

- 平成28年度末の施設入所者を母数とした地域生活移行者の割合は、平成30年度末時点で2.4％であり、引き続き、現状の水準で推移した場合、令和2年度末の目標値である9％を下回る状況。
- また、平成28年～平成30年の地域移行生活移行者の水準を踏まえると、令和元年度末の施設入所者数を母数とした地域生活移行者の割合は、令和5年度末までに5.7％となる見込み。

成果目標(案)

- 施設入所者の重度化・高齢化により、入所施設からの退所は入院・死亡を理由とする割合が年々高まっており、自宅やグループホームなどへの地域生活移行者数は、上記の現状の通り減少傾向にある。
- 一方で、障害者の重度化・高齢化に対応するための、日中サービス支援型グループホームなど障害福祉サービスの機能強化や地域生活支援拠点等の整備にかかる取組を踏まえ、第6期障害福祉計画の基本指針においては、成果目標を以下のように設定してはどうか。

【成果目標(案)】

令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (H18～23年度)	第3期 (H24～26年度)	第4期 (H27～29年度)	第5期 (H30～R2年度)	第6期 (R3～5年度)
基本指針	10% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	30% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	12% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	9% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間))	6% (令和元年度末～ 5年度末(4年間))
都道府県 障害福祉計画	14.5% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	25.2% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	13.3% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	8.0% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間))	—

平成21～23年度は10月1日数値、24年度～30年度は3月末数値。令和元年度以降は推計。(出典：施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

成果目標①－2 施設入所者数の削減に関する目標について

現 状

○ 直近3か年(平成28年～平成30年)の施設入所者数削減の状況を踏まえると、平成28年度末の施設入所者数を母数とした削減の割合は令和2年度末までに1.6%となる見込みであり、現状の水準で推移した場合、令和2年度末の目標値である2%を下回る状況。



成果目標(案)

- 施設入所者の現状をみると、障害支援区分5以下の利用者は減少または横ばいである一方、区分6の利用が増加しており、全体として施設入所者の重度化が進んでいる。また、65歳以上の利用者の割合が増加している。
- こうした傾向は、平成25年3月以降、一貫して続いており、地域移行を進めるためには、地域における受け皿の整備や支援体制の充実を継続して進めていく必要がある。
- 第6期障害福祉計画の基本指針においては、真に施設入所支援が必要な場合を検討することを求めつつ、近年の施設入所者数の削減状況を踏まえ、成果目標を以下のように設定してはどうか。

【成果目標(案)】

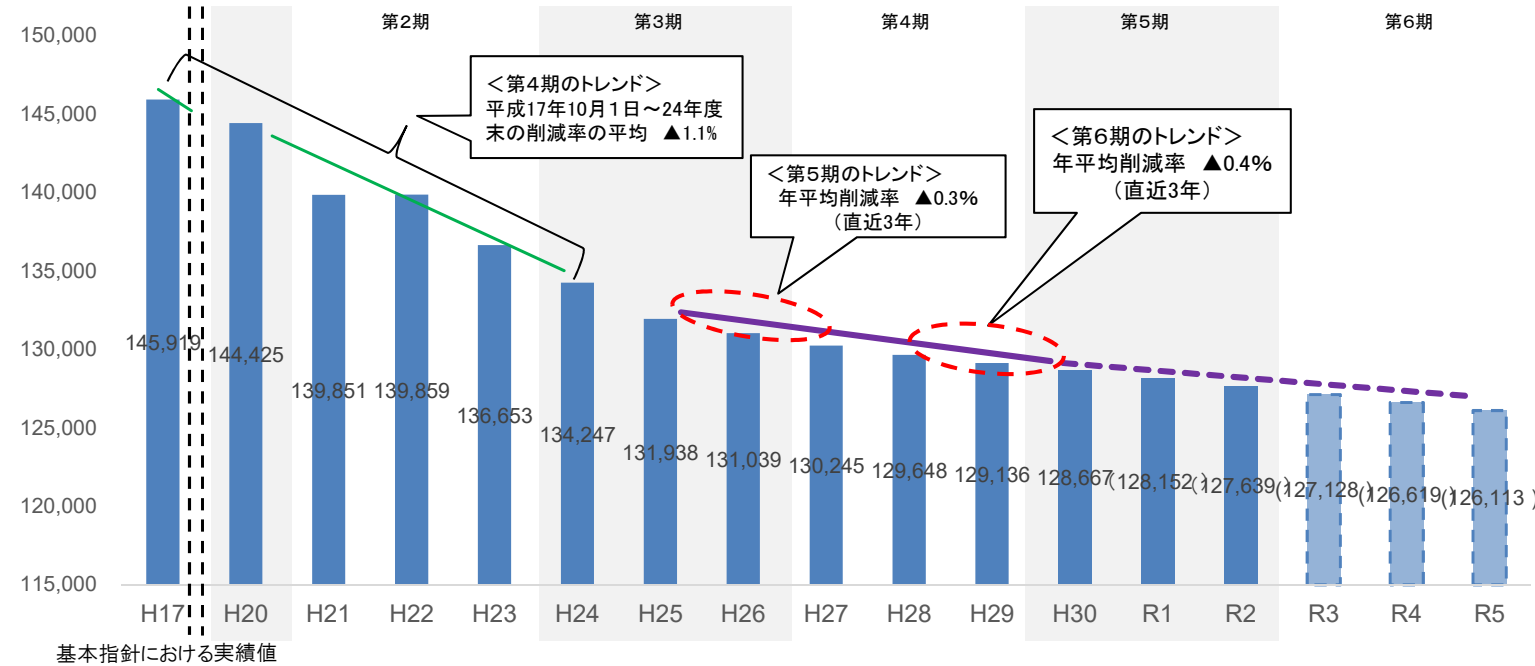
令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)	第6期 (令和3～5年度)
基本指針	▲7% (平成17年10月1日～23年度末(6.5年間))	▲10% (平成17年10月1日～26年度末(9.5年間))	▲4% (平成25年度末～29年度末(4年間))	▲2% (平成28年度末～32年度末(4年間))	▲1.6% (令和元年度末～令和5年度末(4年間))
都道府県障害福祉計画	▲8.4% (平成17年10月1日～23年度末(6.5年間))	▲15.4% (平成17年10月1日～26年度末(9.5年間))	▲3.8% (平成25年度末～29年度末(4年間))	▲2.2% (平成28年度末～32年度末(4年間))	—

①施設入所者数の推移について(参考データ)

施設入所者数の推移



	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)	第6期 (令和3～5年度)
基本指針	▲7%	▲10%	▲4%	▲2%	▲1.6%
実績値	▲8.9% (平成17年10月1日～23年度末(6.5年間))	▲10.3% (平成17年10月1日～26年度末(9.5年間))	▲2.1% (平成25年度末～29年度末(4年間))	—	—
	14,975人		2,802人		—

・平成17年度、平成20～23年度は10月1日数値。24年度～30年度は3月末数値。令和元年度以降(括弧書き)は推計。
(出典:国保連データ、社会福祉施設等調査、施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

成果目標②

精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築

成果目標② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標について

現状

- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」実施自治体数の増加等、構築に向けた取組は一定程度進んできたところであるが、第5期の成果目標である、長期入院患者数の減少など、目標達成に向けた取組を引き続き、推進する必要がある。
- 保健・医療・福祉関係者による協議の場の圏域ごとの設置については、第5期障害福祉計画期間中にほぼ全圏域で設置される見込みであることから、今後は協議の場の活性化に向けた取組が必要。市町村ごとの協議の場の設置については、引き続き設置に向けた取組を推進していくことが必要。

成果目標(案)

- 精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制について今後も計画的に推進する観点から、地域生活支援連携体制整備を評価する指標として、精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を成果目標として設定してはどうか。
- 精神病床における1年以上長期入院患者数の減少(65歳以上、65歳未満の内訳)、精神病床における入院後3ヶ月時点・6ヶ月時点・1年時点の退院率の上昇については、引き続き、目標値として設定してはどうか。

【成果目標(案)】

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の上昇:316日以上とすることを基本とする。(新規)
- 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定する。令和5年度末の全国の目標値は平成30年度と比べて6.6～4.9万人減少になる。
- 精神病床における退院率の上昇:3ヶ月時点69%以上、6ヶ月時点86%以上、12ヶ月時点92%以上とすることを基本とする。

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の 地域における平均生活日数について

○ 包括的かつ継続的な地域生活支援連携体制整備を、今後も計画的に推進する観点から「精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数」(地域平均生活日数)を新たに成果目標として追加してはどうか。

具体的な計算式の案

A年入院後1年以内の精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数

=

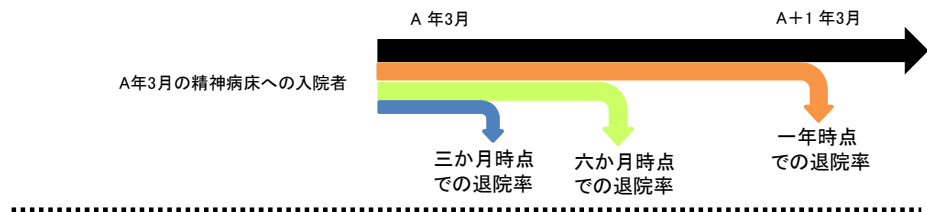
A年3月の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)
の退院日から1年間の地域生活日数の合算

A年3月の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)総数

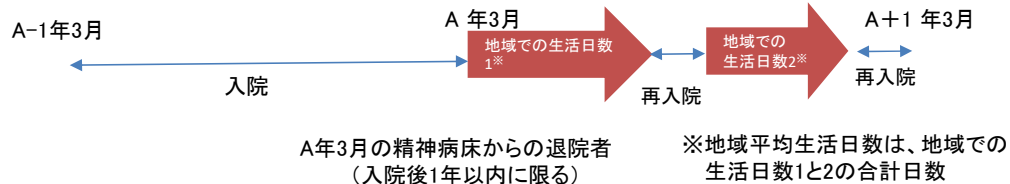
(留意事項)

- 上記の地域平均生活日数は、あくまで退院者のみに着目しているため、例えば、退院率が非常に低い地域では、当該成果目標の達成状況の評価がミスリーディングとなる可能性が考えられる。このため、成果目標として設定予定である精神病床における早期退院率(入院後三か月時点、入院後六か月時点、入院後一年時点)も併せてみることにする。
- 地域平均生活日数の都道府県別値を評価するに当たっては、「精神病床における早期退院率が、四分位範囲の1.5倍の下限值より低い値でないこと」を条件とする。※第6期障害福祉計画の目標設定に用いた2016年の各早期退院率において四分位範囲の1.5倍の下限值より低い値の都道府県は山口県であった。

精神病床における 早期退院率の考え方



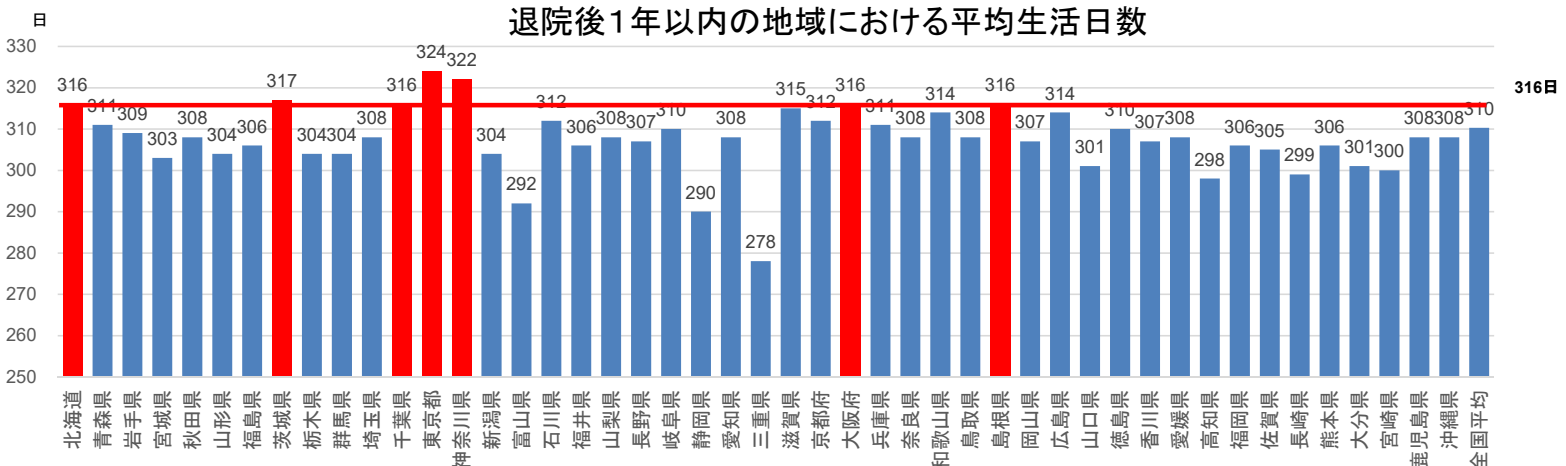
地域平均生活日数の考え方



②精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数について

第6期障害福祉計画の目標値については、上位10%の都道府県が達成している値(316日以上)を基本とする。

都道府県別 2016年3月の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)
退院後1年以内の地域における平均生活日数



具体的な計算式

2016年精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数

=

2016年3月の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)
の退院日から1年間の地域生活日数の合算

2016年3月の精神病床からの退院者(入院後1年以内に限る)総数

- ・医療機関へ入院した日数については、地域生活日数として算出されない。
- ・死亡退院者については、分母及び分子から除外されている。
- ・退院後に死亡が確認された場合は、死亡日以降の日数は、地域生活日数として算出されない。

②精神病床における1年以上長期入院患者数及び地域移行に伴う基盤整備量

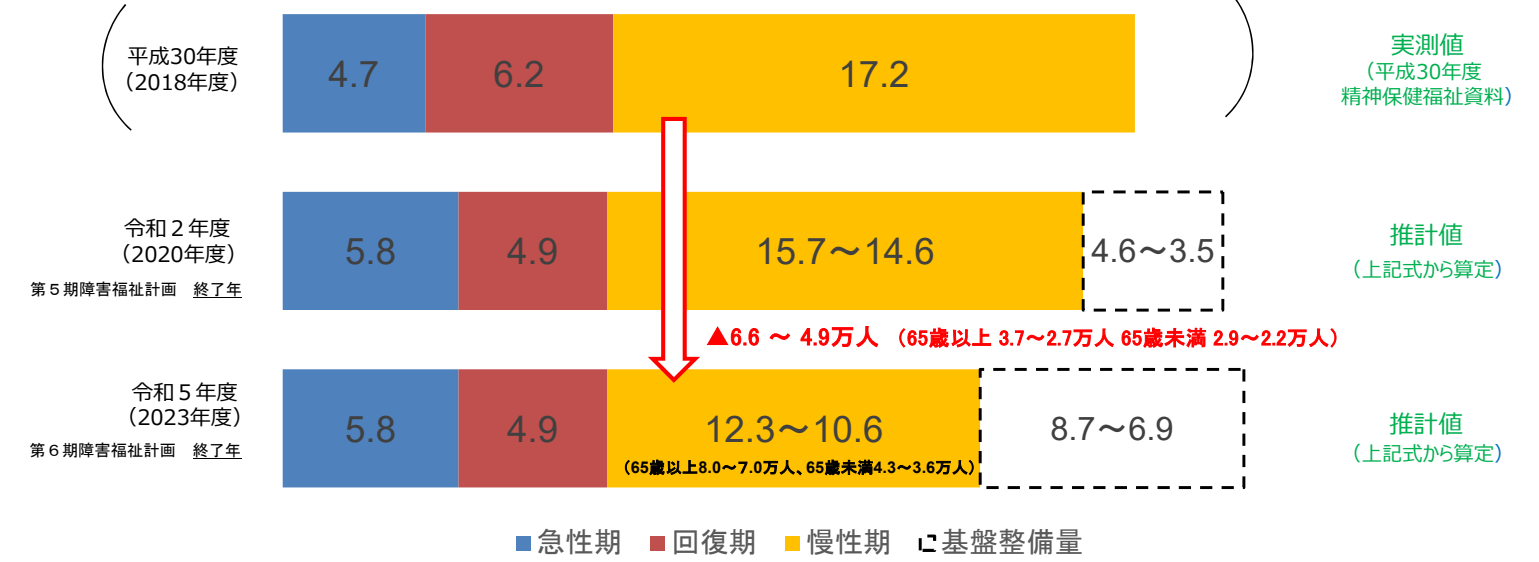
(推計算定式)

平成26年度の入院受療率を基に政策効果を見込まない将来の入院需要を推計し、①「地域移行を促す基盤整備」： α 、②「治療抵抗性統合失調症治療薬の普及」： β 、③「認知症施策の推進」： γ による政策効果を差し引いて、令和5年度の精神病床における1年以上長期入院患者数の目標値を都道府県別に設定（第7次医療計画及び第5期障害福祉計画と同様の算定式）

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{平成26年} \\ \text{性・年齢階級別の} \\ \text{急性期入院受療率} \\ \times \\ \text{性・年齢階級別の} \\ \text{令和5年推計人口} \end{array} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{性・年齢階級別の} \\ \text{回復期入院受療率} \\ \times \\ \text{性・年齢階級別の} \\ \text{令和5年推計人口} \end{array} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{性・年齢階級別の} \\ \text{認知症でない者に係る} \\ \text{慢性期入院受療率} \\ \times \\ \text{性・年齢階級別の} \\ \text{令和5年推計人口} \end{array} \right\} \times \alpha \left[\begin{array}{l} \text{令和3～5で} \\ \text{26～35\% (注2)} \\ \text{減少} \end{array} \right] + \left\{ \begin{array}{l} \text{性・年齢階級別の} \\ \text{認知症である者に係る} \\ \text{慢性期入院受療率} \\ \times \\ \text{性・年齢階級別の} \\ \text{令和5年推計人口} \end{array} \right\} \times \gamma \left[\begin{array}{l} \text{令和3～5：毎} \\ \text{年2～3\%減少} \end{array} \right] \div \text{病床利用率}$$

(※) R5年の人口推計データがないため、R2とR6年人口推計データから直線推定

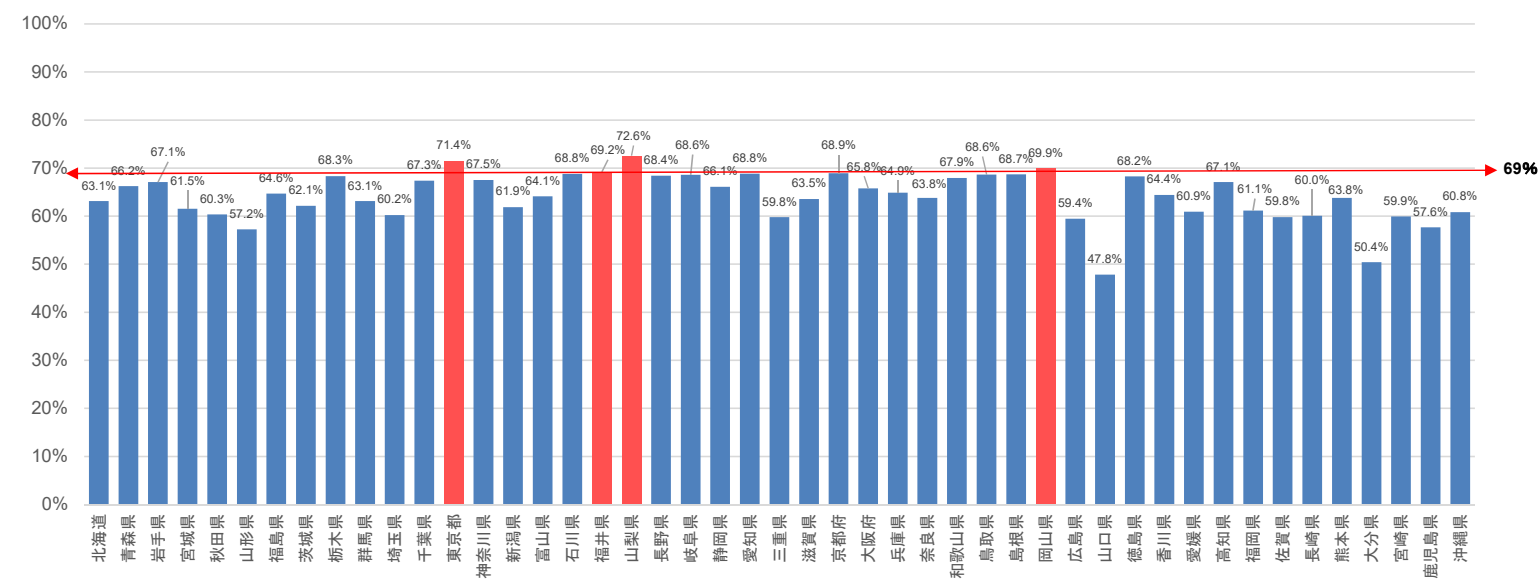
(参考データ)



精神病床における早期退院率(入院後3ヶ月)について(参考データ)

都道府県別 精神病床における入院後3ヶ月時点の退院率(平成28年)

第6期障害福祉計画の目標値については、上位10%の都道府県が達成している値(69%以上)を基本とする。



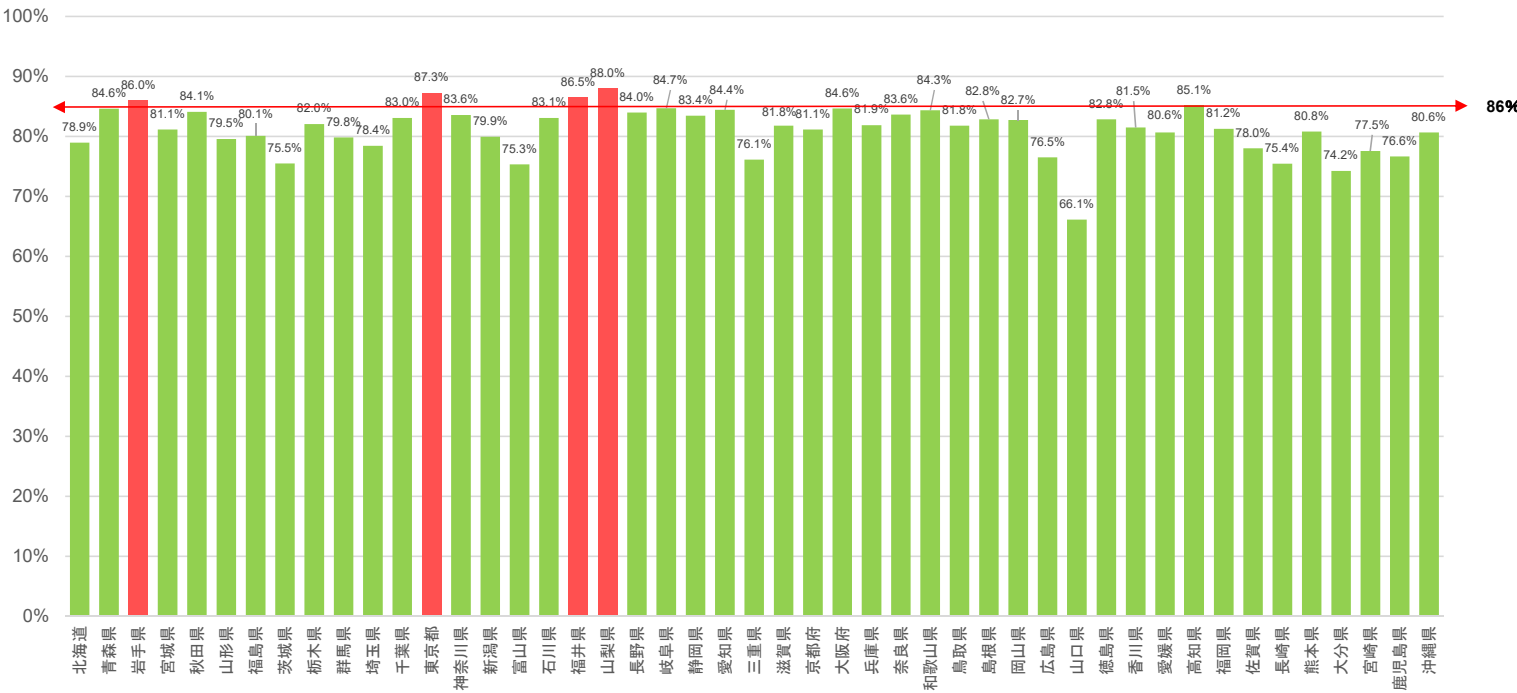
$$\text{精神病床における入院後(3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月)時点の退院率} = \frac{\text{平成28年3月における精神病床における入院患者における入院後(3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月)時点 退院者総数}}{\text{平成28年3月における精神病床における入院者総数}}$$

(注) 死亡退院者については、分母及び分子から除く。

精神病床における早期退院率(入院後6ヶ月)について(参考データ)

都道府県別 精神病床における入院後6ヶ月時点の退院率(平成28年)

第6期障害福祉計画の目標値については、上位10%の都道府県が達成している値(86%以上)を基本とする。

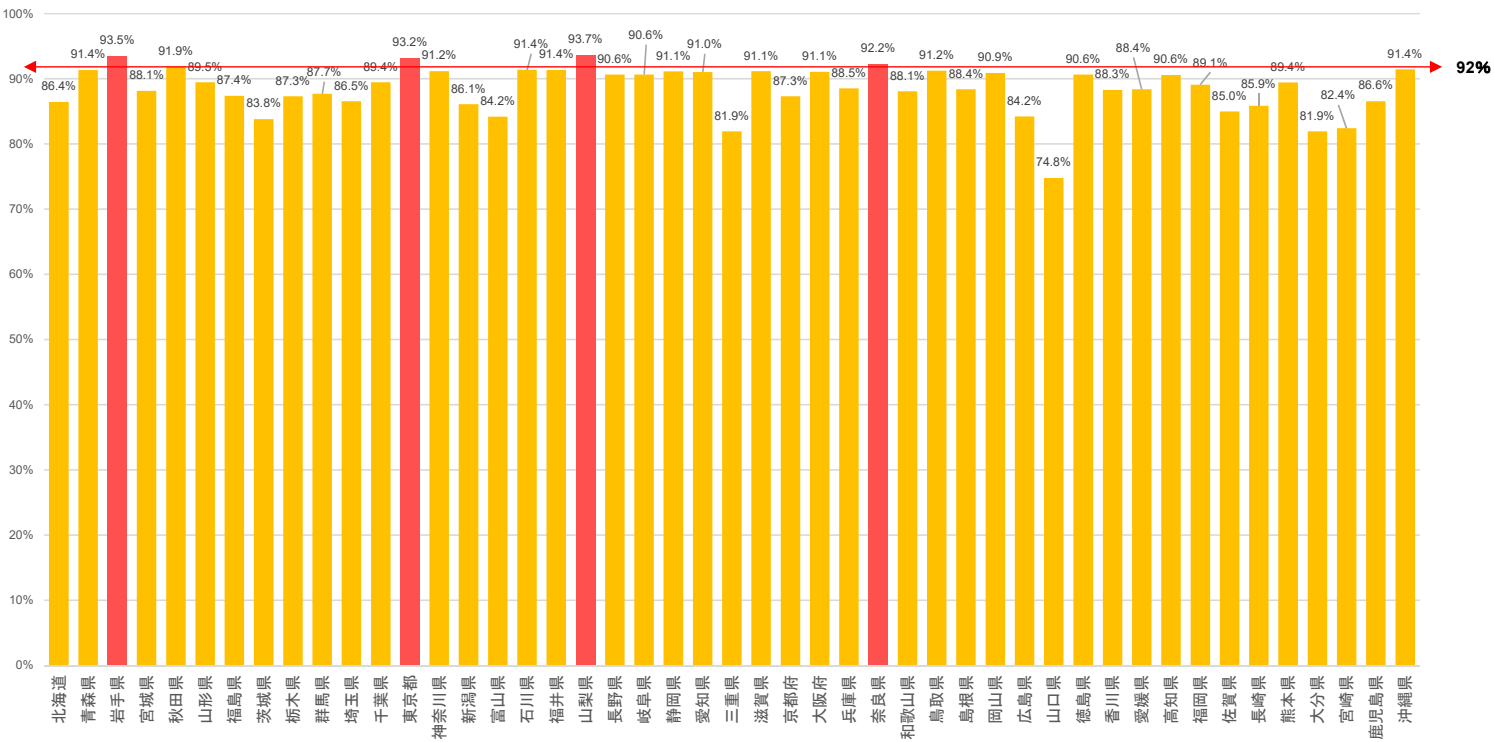


出典:令和元年度 厚生労働科学研究「医療計画、障害福祉計画の効果的なモニタリング体制の構築のための研究」(研究代表者:山之内芳雄)」からの報告
NDBデータを活用して算出

精神病床における早期退院率(入院後12ヶ月)について(参考データ)

都道府県別 精神病床における入院後12ヶ月時点の退院率(平成28年)

第6期障害福祉計画の目標値については、上位10%の都道府県が達成している値(92%以上)を基本とする。



出典:令和元年度 厚生労働科学研究「医療計画、障害福祉計画の効果的なモニタリング体制の構築のための研究」(研究代表者:山之内芳雄)」からの報告
NDBデータを活用して算出

成果目標③

地域生活支援拠点等が有する 機能の充実

成果目標③ 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組について

現 状

- 地域には、障害児者を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているが、それらの有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要。
- 第5期障害福祉計画期間中に、1,741市区町村のうち、1,320市区町村(圏域含む)において地域生活支援拠点等の整備が行われる見込み。(平成30年4月1日時点)

成果目標(案)

- 地域生活支援拠点等は、整備後も地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足を継続的に検証・検討を行う必要がある。
- 他方、数値目標を示さないことで、地域生活支援拠点等の整備の必要性がなくなったとの誤解を与えることのないよう留意する必要がある。
- 第6期障害福祉計画の基本指針においては、第5期障害福祉計画期間に目標が概ね達成されるという前提に立ちつつも、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備し、地域生活支援拠点等における機能の充実・強化に係る内容を強く打ち出してはどうか。

【成果目標(案)】

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

③地域生活支援拠点等の整備状況(参考データ)

○ 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、平成30年4月1日時点で、119の自治体(障害保健福祉圏域含む)において、整備されている。(全国の自治体数:1741、圏域数:189)

① 地域生活支援拠点等の整備数について(予定含む)

平成30年4月1日時点で整備済み	89市町村	30圏域(圏域の市町村数:144市町村)
平成30年9月末までに整備予定	8市町村	2圏域(圏域の市町村数:5市町村)
平成30年度末までに整備予定	37市町村	6圏域(圏域の市町村数:22市町村)
令和元年度に整備予定	44市町村	6圏域(圏域の市町村数:19市町村)
令和2年度に整備予定	503市町村	120圏域(圏域の市町村数:449市町村)
その他	347市町村	25圏域(圏域の市町村数:74市町村)

② 整備類型について(予定含む)

多機能拠点型	39市町村	3圏域(圏域の市町村数:10市町村)
面的整備型	371市町村	109圏域(圏域の市町村数:409市町村)
多機能拠点型+面的整備型	56市町村	9圏域(圏域の市町村数:48市町村)
その他	2市町村	0圏域(圏域の市町村数:0市町村)
未定	560市町村	68圏域(圏域の市町村数:247市町村)

(課題等)

- ※ 整備にあたって、備えるのが困難な機能として、「緊急時の受入・対応」、「専門的人材の養成・確保」が大宗を占めていた。
- ※ 今後の課題については、主に「地域の社会資源が不足していること」、「整備・運営に係る財源の確保」等があげられている。

※ 障害福祉課調べ

③地域生活支援拠点等の整備、必要な機能の強化・充実のプロセス(イメージ)

○ 地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域アセスメントを十分に行い、支援者・関係者が一丸となって整備するとともに、整備後も地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足について、PDCAサイクルの視点で、継続的に検証・検討を行う必要がある。

⇒ **必要な機能等の強化・充実を図ることで、地域生活支援体制の推進につながる。**



成果目標④

福祉施設から一般就労への移行等

成果目標④－１ 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

現 状

- 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）の利用を経て一般就労へ移行した者の数については、平成29年度実績で平成24年度実績の約1.9倍（15,957人）となっている。
- 平成27年度から平成29年度の移行者数の増加数（約900人）から推計すると、令和2年度においては、第5期障害福祉計画の基本指針の成果目標である「平成28年度実績の1.5倍の一般就労への移行者の達成」を達成するのは困難であることが見込まれる。

成果目標(案)

- 「一般就労への移行」に係る目標として移行者数を堅持した上で、「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、移行者数の目標値において、就労移行支援事業の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及び就労継続支援B型についても事業目的を踏まえつつ、目標を掲げてみてはどうか。
- 上記に伴い、就労移行支援事業の取組は移行者数で評価することとし、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所の就労移行率については、目標値として設定しないこととしてはどうか。

【成果目標(案)】

令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。そのうち、就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上の移行実績を達成することを基本とする。

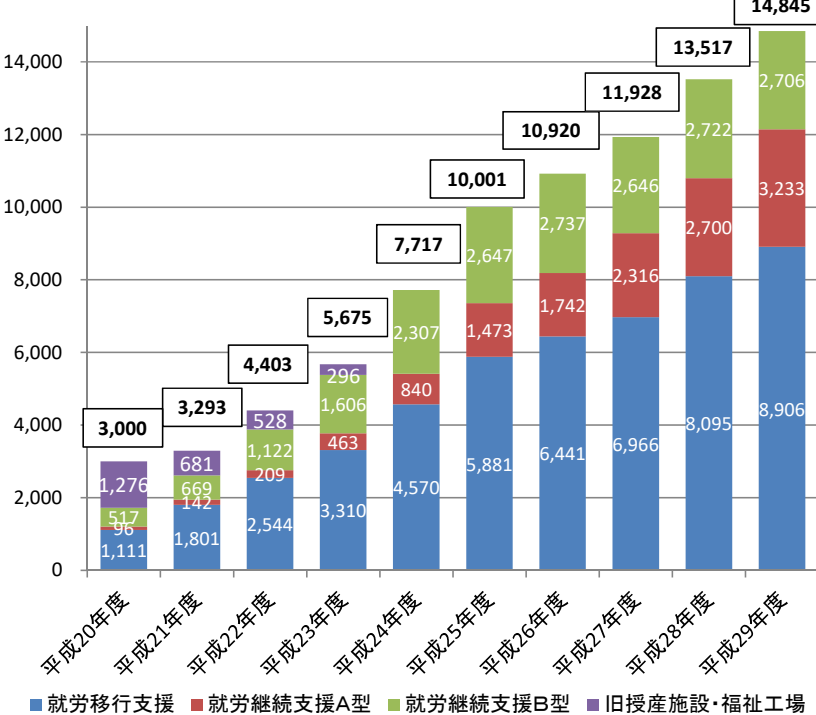
また、就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和5年度までに、令和元年度実績の概ね1.26倍以上*、1.23倍以上*を目指すこととする。（新規）

* 就労継続支援A型については、移行率が着実に上昇していくと見込み設定。就労継続支援B型については、移行率は現状を維持するとともに、利用者が着実に増加していくと見込み設定。

④一般就労への移行者数・移行率の推移(事業種別)

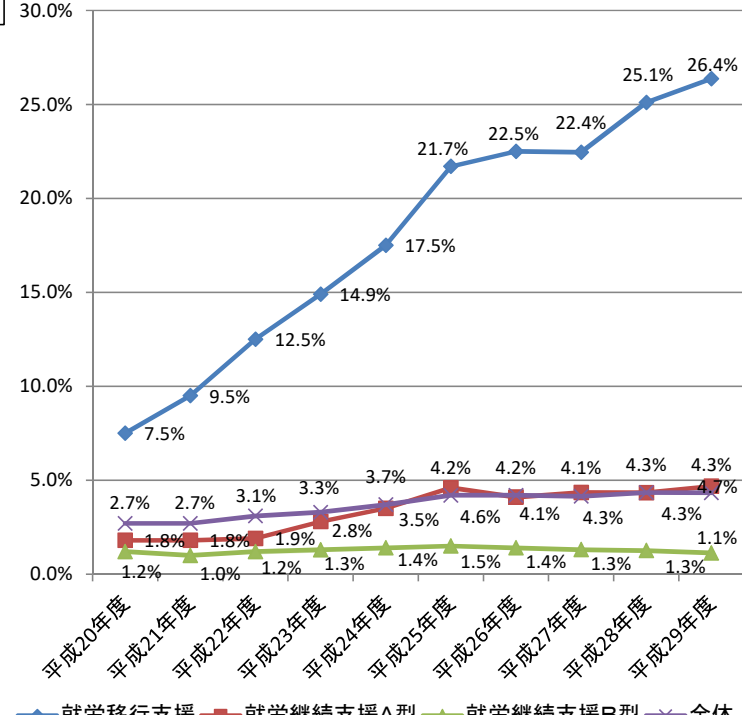
- 就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は、毎年増加しており、平成29年度では約1.5万人の障害者が一般企業へ就職している。
- 一方で、一般就労への移行率を見ると、就労移行支援における移行率は大きく上昇しているものの、就労継続支援A型では微増にとどまっており、就労継続支援B型では横ばいとなっている。

＜一般就労への移行者数の推移＞



【出典】社会福祉施設等調査

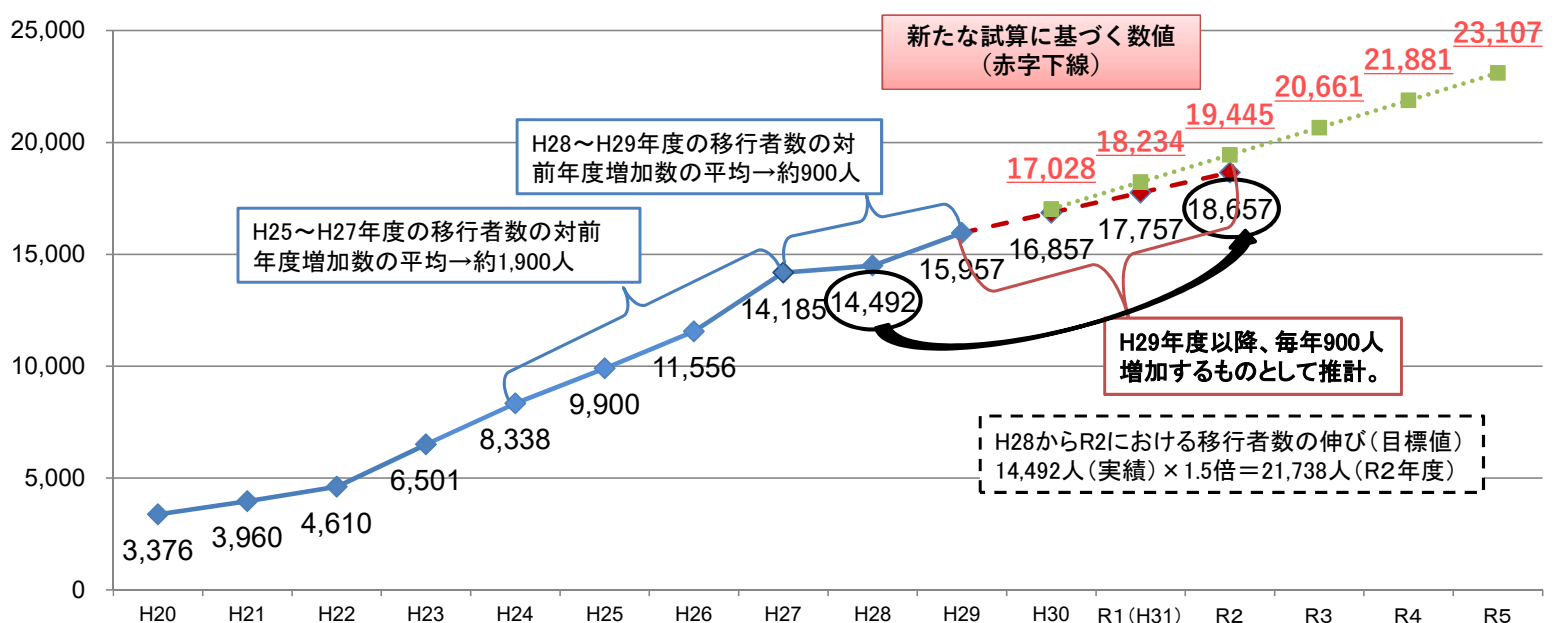
＜一般就労への移行率の推移＞



【出典】社会福祉施設等調査、国保連データ

④就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の推移について(参考データ)

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の推移



基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値、基本指針における実績値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)
基本指針	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上	平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上
都道府県障害福祉計画	4倍	4.2倍	2倍	1.5倍
実績値	2.7倍	4.8倍	1.9倍	—

成果目標④ー2 就労定着支援事業に関する目標について

現 状

- 平成30年度報酬改定において、就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）に応じた基本報酬とした。
- 就労定着支援事業の利用者数は8,607人（令和元年6月）であり、就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数15,957人（平成29年度実績）と比較しても、低調である。

成果目標(案)

- 就労定着支援事業の利用状況を踏まえ、更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加してはどうか。
- また、定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容（就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）に応じた基本報酬）に合わせてはどうか。

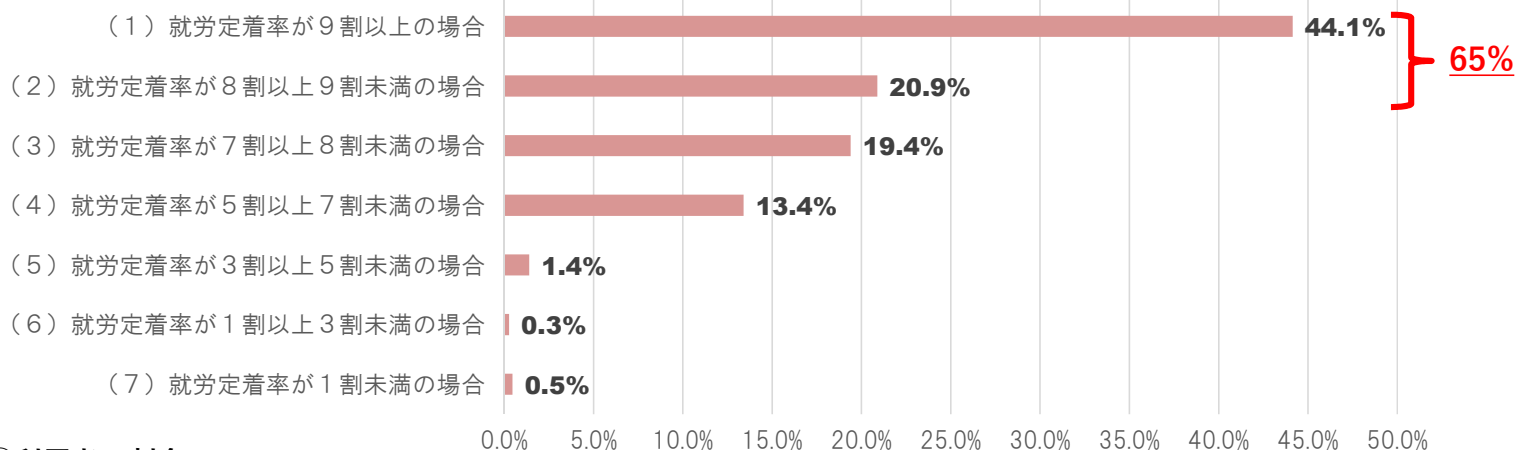
【成果目標(案)】

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。**（新規）**

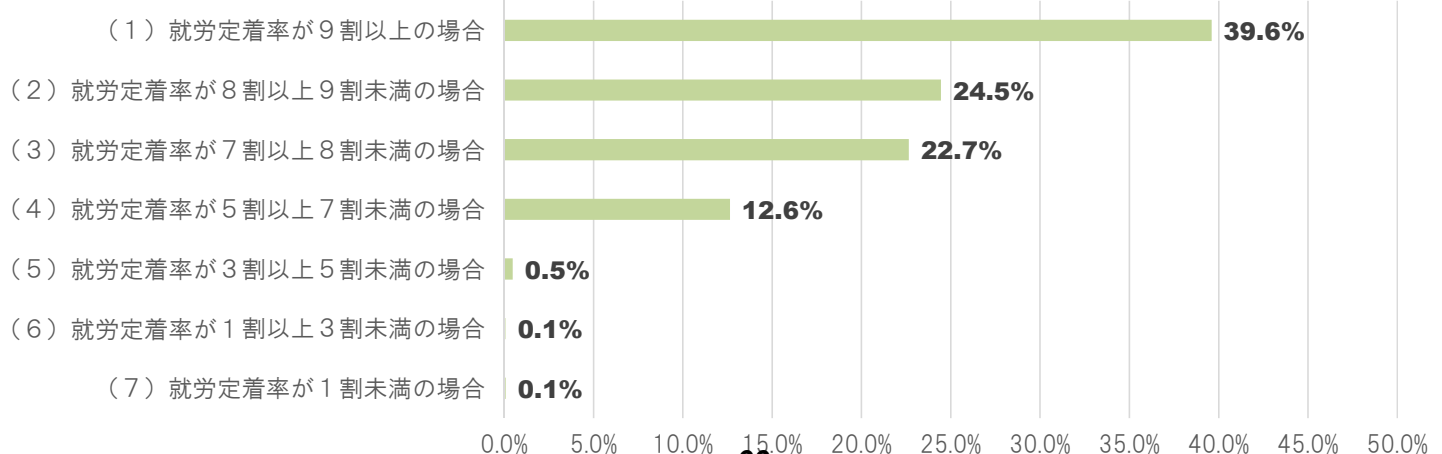
また、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。**（新規）**

④就労定着支援における就労定着率別の事業所数・利用者数 【令和元年7月サービス提供分】

①事業所の割合



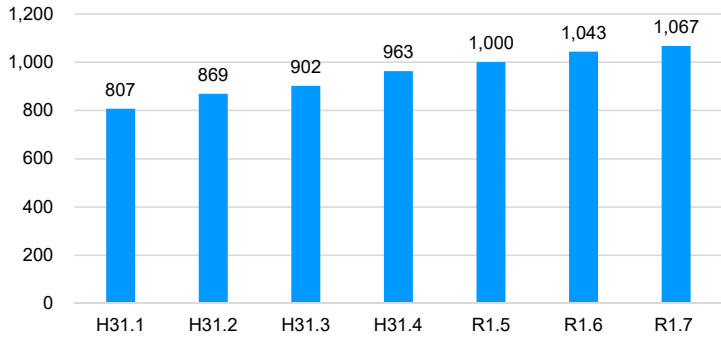
②利用者の割合



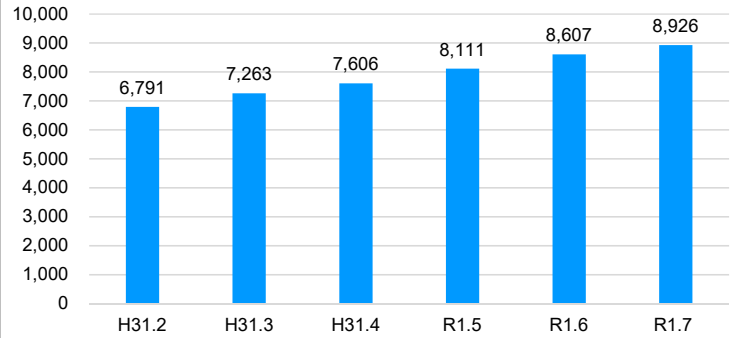
④就労定着支援の現状

- 総費用額、利用者数及び事業所数は、毎月増加している。(完全施行は平成30年10月)
- 一人当たり平均費用額は平成31年4月に大きく増加した。

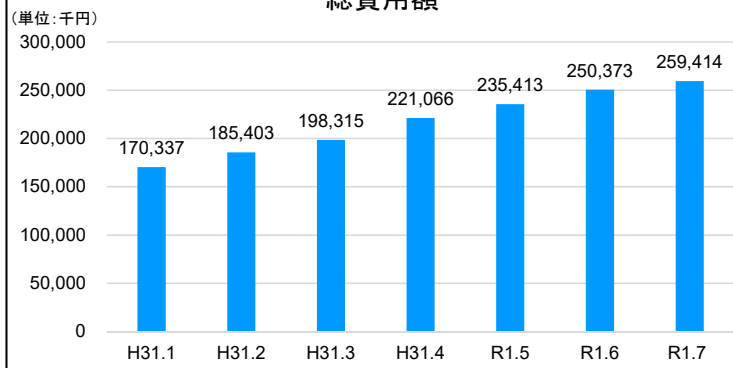
事業所数



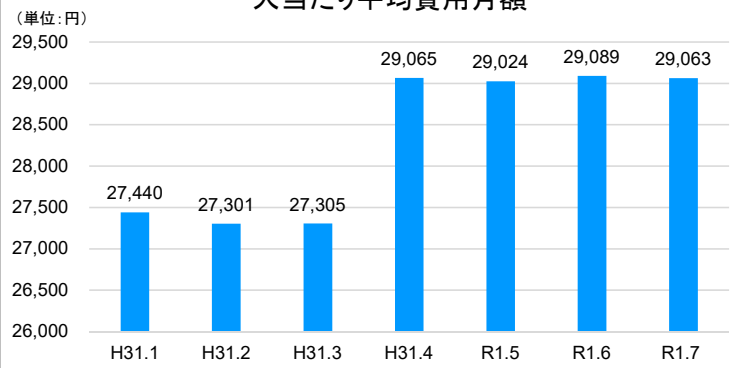
利用者数



総費用額



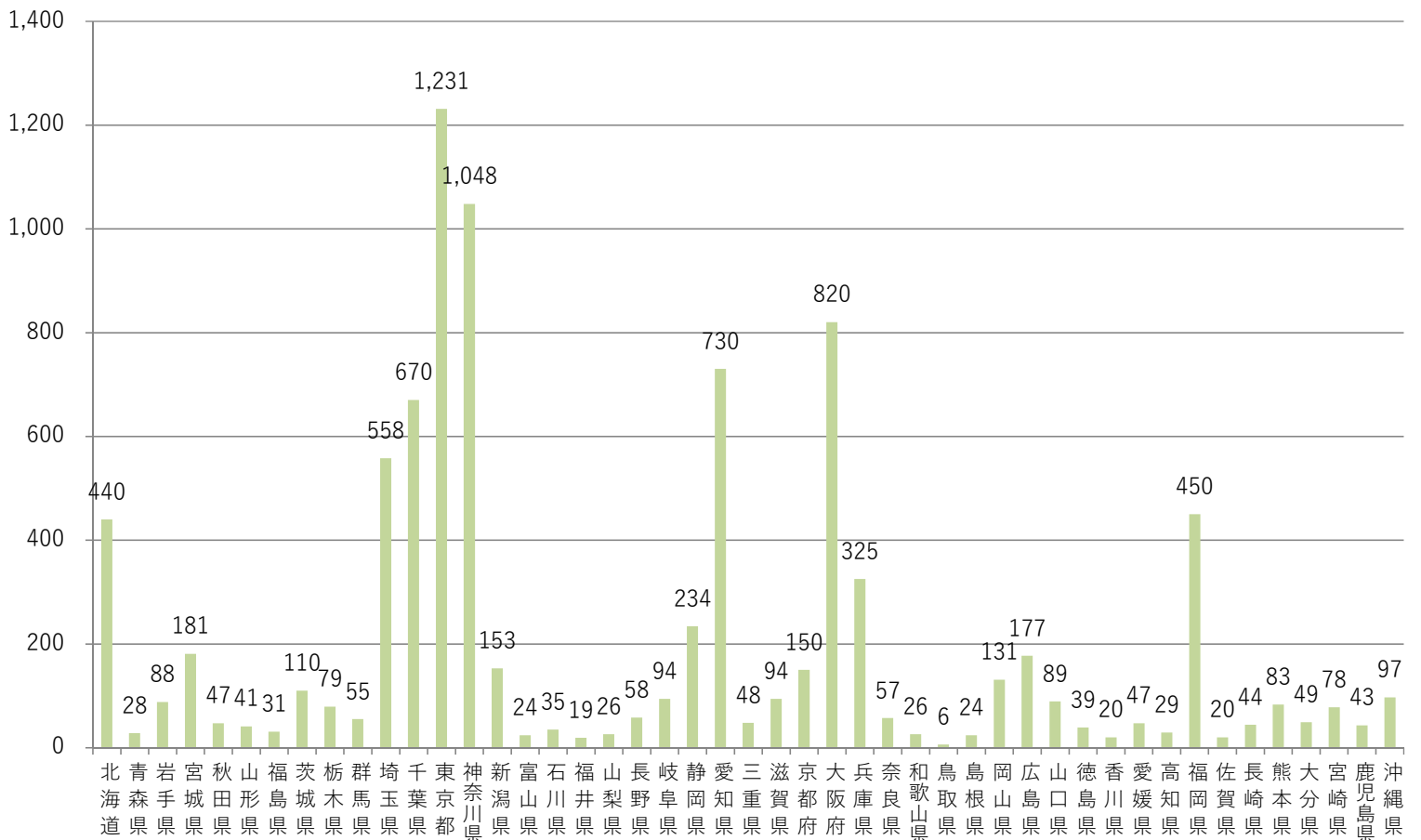
一人当たり平均費用月額



【出典】国保連データ

④都道府県別就労定着支援利用者数

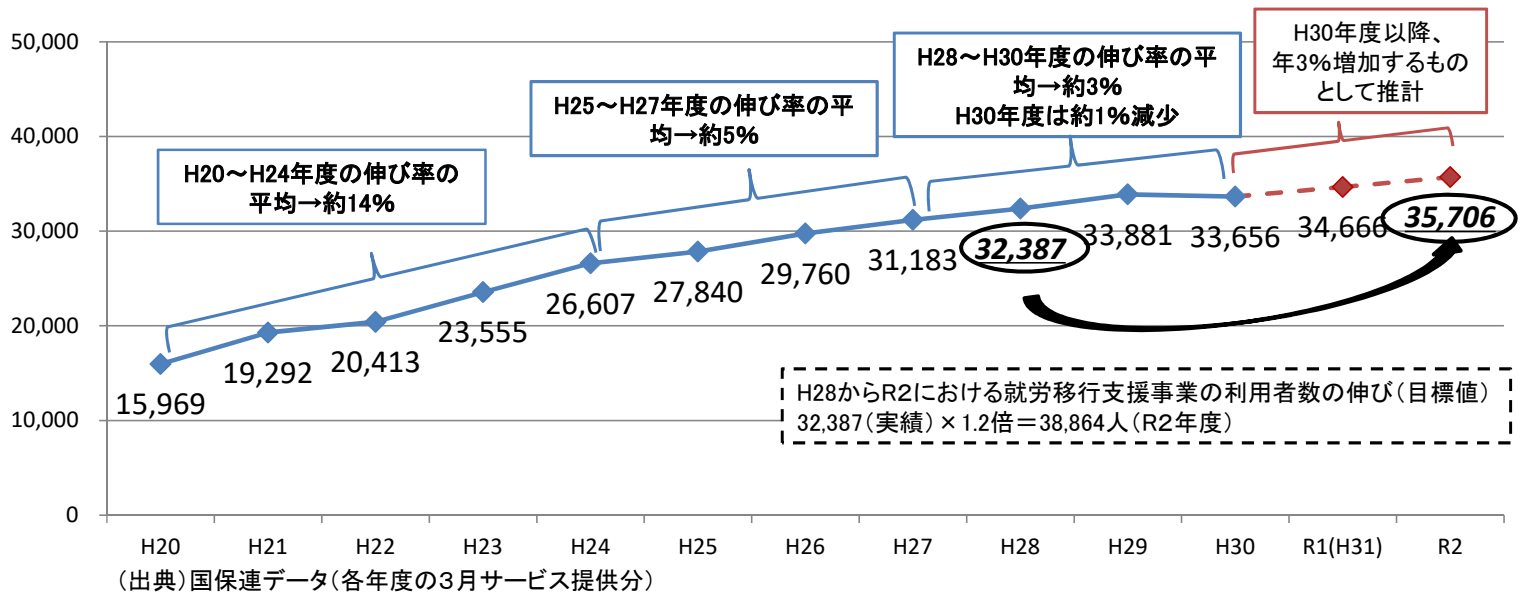
(単位:人)



【出典】令和元年7月国保連データ

④(参考)就労移行支援の利用者数の推移について(参考データ)

就労移行支援事業の利用者数の推移



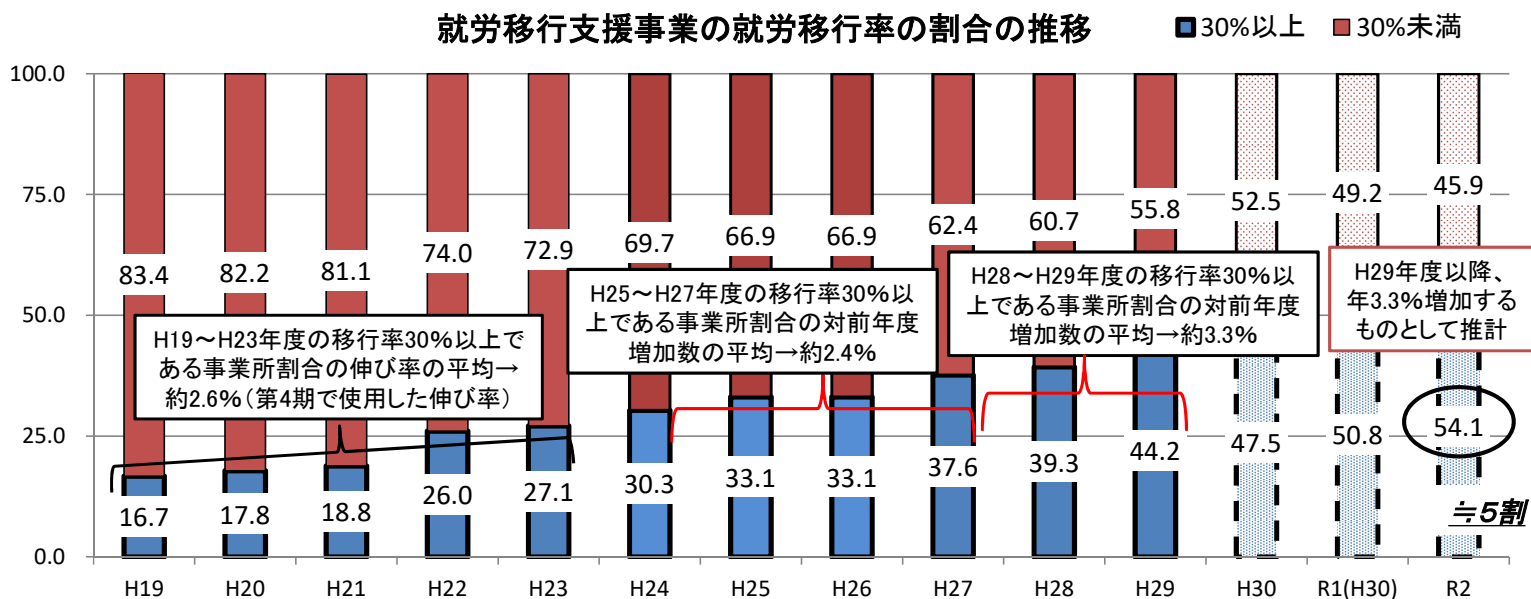
基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)
基本指針	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加	就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加
都道府県障害福祉計画	7.5%	8.1%	1.6倍	1.4倍

(注) 福祉施設…生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援事業所

④(参考)就労移行支援の事業所ごとの就労移行率の推移について(参考データ)

就労移行支援事業の就労移行率の割合の推移



基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)
基本指針	—	—	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上
都道府県障害福祉計画	—	—	50.2%	50.2%

成果目標⑤

障害児通所支援等の地域支援体制の整備

成果目標⑤－１ 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築について

現 状

- 第１期障害児福祉計画において、各市町村に児童発達支援センターを１カ所以上設置するとともに、保育所等訪問支援の実施体制の確保を成果目標として掲げているが、平成30年度末現在の達成状況はいずれも十分とは言えない。
 - ・児童発達支援センターを設置している市町村の割合 32%
 - ・保育所等訪問の実施体制を確保している市町村の割合 42%

[平成30年度末現在（いずれも圏域設置を含む） 障害保健福祉部調べ]
- 聴覚障害児を含む難聴児の支援に当たっては、保育、保健医療、教育の関係機関と連携し、切れ目のない支援を行うことが重要である。

成果目標（案）

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の実施体制の確保については、引き続き全市町村における設置及び実施体制の確保を目指してはどうか。
（※また、極端な過疎地域や極端な広域のために児童発達支援センターの効率的な運用が望めない市町村においては、共生型サービスや基準該当事業所等による児童発達支援の提供体制を確保しつつ、市町村の障害福祉主管部局等が中心となって、同等の地域支援の中核的機能を整備することが考えられることを基本指針に明記してはどうか。）
- 聴覚障害児を含む難聴児の支援に当たっては、都道府県において、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書」の作成を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ることが必要であることから、児童発達支援センター、特別支援学校等を活用した難聴児支援のための中核機能の整備を行うことを新たに成果目標に盛り込んでどうか。

【成果目標（案）】

- ・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和５年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも１カ所以上設置することを基本とする。
- ・また、令和５年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保することを基本とする。（新規）
- ・地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和５年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。